

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正

一 船舶からの油の排出の規制

(第二章関係)

1 船舶から排出された油が滞留することによる汚染を特に防止する必要がある海域として政令で定める海域においては、重質油をばら積みの貨物又は燃料油として積載した船舶を航行させてはならないこととする事。

(第五条の三関係)

2 他のタンカーとの間におけるばら積みの貨物油の積替え（以下「船舶間貨物油積替え」という。）を行う一定のタンカーの船舶所有者は、船舶間貨物油積替作業手引書を作成し、これを当該タンカー内に備え置き、又は掲示しておく、これに従って船舶間貨物油積替えを行わなければならないこととする事。

(第八条の二関係)

3 日本国の内水、領海又は排他的経済水域において船舶間貨物油積替えを行うタンカーの船長は、あらかじめ、海上保安庁長官に通報しなければならないこととし、海上保安庁長官は、船舶間貨物油積替えに起因する油の排出のおそれがあると認める場合には、必要な限度において、当該船舶間貨物油

積替えを行う時期又は海域の変更等を命ずることができるとすること。

(第八条の三関係)

二 船舶からの排出ガスの放出の規制

(第四章の三関係)

- 1 窒素酸化物又は硫黄酸化物の放出による大気汚染の防止に関する試験等を行うために、国土交通大臣の承認を受けたものについては、放出規制の適用除外とすること。

(第十九条の四、第十九条の九及び第十九条の二十一関係)

- 2 硫黄分濃度等の基準に適合する燃料油について、入手を予定していた場所において入手できなかった場合にとるべき措置を講じてもなお入手できない場合は、硫黄分濃度等の基準の適用除外とし、その場合には国土交通大臣に通報しなければならないこととすること。

(第十九条の二十一関係)

- 3 航行中に、進入しようとする海域に係る燃料油中の硫黄分濃度に関する基準に適合させるため、その使用する燃料油の変更をする船舶の船舶所有者は、燃料油変更作業手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置かなければならないこととすること。

(第十九条の二十一の二関係)

- 4 原油の輸送の用に供するタンカーの船舶所有者は、揮発性物質放出防止措置手引書を作成し、これを当該タンカー内に備え置き、又は掲示しておかなければならないこととすること。

(第十九条の二十四の二関係)

5 オゾン層破壊物質を含む材料を使用し、又は設備を設置した船舶の航行の禁止に関する規定は、オゾン層破壊物質が放出されるおそれのない設備のみを設置した船舶については適用除外とすること。

(第十九条の二十五関係)

6 その他所要の措置を講ずることとする。

第二 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正

一 窒素酸化物の放出規制の経過措置として当該規制の適用を除外されている平成十二年一月一日前に建造され又は建造に着手された船舶に設置された原動機の一部を新たに適用対象とすること。

(附則第七条関係)

二 オゾン層破壊物質の規制の経過措置としてオゾン層破壊物質を含む材料を使用し、又は設備を設置することができることとされている一定の船舶の船舶所有者は、当該設備の一覧表を当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならないこととすること。
(附則第九条関係)

三 その他所要の措置を講ずることとする。

第三 附則

一 この法律は、平成二十二年七月一日から施行することとする。ただし、第一の一・二については平成二十三年一月一日から施行し、第一の一・三については公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、第一の一・三については平成二十四年四月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めること。

(附則第二条から第九条まで関係)